



キッズスクエア ちっくる 来場者数 1万人達成 4/25

- 平成29年度 移住・定住促進事業
まちづくり事業のお知らせ
- マイナンバーカードを作りませんか
- 議会だより
- 畜犬登録・狂犬病予防注射のお知らせ

平成29年度

移住・定住促進事業 まちづくり事業

をお知らせします

秩父別町では、人口減少抑制対策、移住・定住促進、まちづくりを推進するため各種事業を実施しています。
その事業の詳細についてお知らせします。

結婚新生活支援事業

婚姻に伴う新生活を経済的に支援するために、住宅の取得や賃貸又は引越しに係る経費に対して助成します。

補助対象者

- ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ・平成29年1月1日から平成30年3月31日までの間に住居費及び引越費用を支払った世帯
- ・世帯の所得が340万円未満であること
- ・対象となる住居が秩父別町内にあることなど

補助金額

- ・住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯あたり24万円を上限とします。

結婚祝金交付事業

町内在住の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から3ヶ月以内に必要書類を揃えて申請してください。

支給対象者

- ・婚姻の届け出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること
- ・婚姻届出日現在に、夫婦の合計年齢が80歳未満であること
- ・結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること
- ・夫婦のいずれか一方が、以前に結婚祝金を受けていないこと
- ・夫婦共に、交付決定の日から町内に住所を有し継続して1年以上町内に定住することなど

祝金の額

- ・夫婦1組に対して20万円

住宅用地取得補助金交付事業

秩父別町に永住することを目的として、住宅を新築又は中古住宅を取得し、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・100㎡以上の土地を購入した方 ・65㎡以上の住宅の新築又は中古住宅を取得した方 ・住宅新築の場合は土地の購入から1年6か月以内に住宅建築工事を完了された方 ・2親等以内の親族から購入した土地でないこと ・補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に定住する方など 	※事業実施前にご相談ください。
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地購入価格の3分の2 上限：新築住宅の場合の土地代200万円 中古住宅の場合の土地代100万円	

ふるさと回帰同窓会開催補助金

町内で開催される同窓会に要する経費の一部を補助することで、ふるさと回帰のきっかけをつくり、移住・定住を促進しながら地域経済の活性化を図ります。

対象となる同窓会	同じ学校を卒業した者同士が、当時を振り返るために集まるものであり、次のいずれにも該当する同窓会が補助対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・秩父別町内の料飲店で飲食を伴い開催されるものであること ・10名以上の参加で開催されるもので、うち町内居住者が1名及び町外居住者が5名以上であること
補助の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・同窓会の中で、町の施策などを参加者に周知していただきます。
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・同窓会に対する補助金の額は、参加者1人につき1,000円として、合計30,000円を限度として交付します。ただし、同じ同窓会への補助金の交付は年度内1回を限度とします。

まちづくり・まちおこし事業補助金

町民の皆さんが日頃から考えている、自主的・自発的なまちづくりに役立つ事業に対し、経費の9割を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

対象団体	町内に住所を有している5人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPO活動など、住民参加による町内での地域活動団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など） ・地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：〇〇町内会〇〇まつりなど） ・団体の活性化を目的とした活動など（例：スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など） ・町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）
対象となる経費及び助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など ※賃金などの経費は対象外です。 ・助成額：1つの事業の助成限度額は30万円です。（ただし、助成額は全体事業費の9割以内）
対象事業の要件	次の全ての要件を満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・公共性が認められる事業 ・協働の創出が認められる事業 ・年度内で完了する事業 ・補助対象経費が5万円以上の事業 ・事業の計画、効果、収支が明確である事業

公用車貸し出し事業 ～ 町民による協働活動をバックアップします ～

町民の皆さんが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸し出します。

貸出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。 ※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や5人未満の活動には、貸し出しできません。
貸出車両	<p>①ダンプトラック（最大積載8,500kg）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【定員3名】運転者は、大型自動車運転免許証が必要です。 ・貸出期間は、毎年5月1日から10月31日までです。 <p>②タイヤショベル（13t級）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【定員2名】運転者は、大型特殊自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。 ・貸出期間は、毎年5月1日から10月31日までです。 <p>③タウンエーストラック（1t級）《2台あり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【定員3名】運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。 ・1年間を通じて貸し出しできます。 <p>④小型タイヤショベル（バケット0.6m³）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【定員1名】運転者は、普通自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。 ・貸出期間は、原則5月1日から10月31日までです。
諸条件	<ul style="list-style-type: none"> ・使用区域は、原則町内です。 ・使用する10日前までに申し込みをしてください。 ・使用できる時間は、原則として午前9時から午後5時までとし、最大2日間使用できます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出車両は公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸し出しできない場合があります。 ・車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。車両が損傷した場合は、修繕・賠償をしてもらうことがあります。 ・詳しくは役場企画課企画グループまでお問い合わせください。



まちづくり出前講座 ～ 町職員が町の事業等をご説明します ～

「秩父別町まちづくり出前講座」は、町民の皆さんの求めに応じて、町職員が説明員として地域に出向き、事業等の説明を行うものです。

講座を行うことにより、町民の皆さんと情報を共有し、協働のまちづくりを推進します。

日時	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の開催時間は、午前9時から午後8時までの間で3時間以内です。 ※担当課の業務の都合により、変更をお願いする場合があります。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住者又は町内の事業所等に勤務する方で、5名以上の参加が見込まれる団体等とします。
費用・場所	<ul style="list-style-type: none"> ・費用は無料で、場所は町内とします。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・開催希望日の14日前までに企画課企画グループにお申込みください。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座は、町民の方が主催する学習会・会合などの催しに、町職員が説明員として伺うものです。会場の確保や催しの運営等については、主催される団体で行なってください。 ・出前講座は、講座の内容に関する質問や意見交換について行いますが、陳情や苦情等の場ではありません。

住宅リフォーム補助金 ～生活環境の整備づくりを応援します～

補助金の交付を受けるためには

- ▶ 着工前に役場建設課に相談して、事業認定を受ける必要があります！
※着工後の申請は受付することができませんのでご注意ください。
- ▶ 30万円（税込）以上の工事が補助対象です。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所を有する方（町外から本町に住所を異動しようとする方も含む） ・ 改修をする住宅の所有者で、かつ、現在その住宅に住んでいる方（町内の空き家を取得して居住しようとする方も含む） ・ 補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に定住する方
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在住んでいる住宅を改修する場合 対象経費の3分の1（上限 30万円） ◆ 町内の空き家を改修する場合 対象経費の2分の1（上限 100万円） （町内の空き家を取得又は空き家を賃貸中でその住宅を取得して居住しようとする場合を含みます） <p>※空き家を改修する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①改修工事が完了してから3ヶ月以内に住民票をその住宅の場所に異動して居住すること ②空き家を取得してから1年以内であること ③2親等以内の親族から取得した空き家でないこと

区分	対象工事	左記工事の付帯として対象とするもの	
補助対象工事	内装 (各部屋共通)	<ul style="list-style-type: none"> ○ドア取替 ○床改修（床材張替含む） ○段差解消 ○壁改修（塗装・壁材張替含む） ○部屋の間仕切りの変更改修 ○増築改修 ○天井改修（天井材張替含む） ○内窓設置 ○手すり取付・取替 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふすま取替 ○障子張替 ○畳入替・表替え
	玄関	○あがりかまち、ベンチ	○下駄箱取付・取替
	台所	○流し台取替 ○カウンター改修	○換気扇取替 ○棚取替 ○蛇口取替
	トイレ	○便器交換 ○手洗い設置・改修	○手洗い蛇口取替 ○ウォシュレット取替
	浴室・脱衣室	○ユニットバス設置・交換 ○浴槽交換	○洗面台 ○蛇口取替 ○シャワー取替
	電気	○電気配線改修	○コンセント設置・交換
	外装	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根葺替え ○屋根塗装 ○外壁張替え ○外壁塗装 ○防水工事 ○手すり取付 ○サッシ取替（ガラスのみは不可） ○玄関フード設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○風除室サッシ取付 ○換気口取付・取替 ○網戸取付・交換
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○断熱工事 ○対象事業のうち新旧入替に伴う撤去処分費用 		

留意事項 一度交付を受けた方及びその世帯は補助対象になりません。また、上記表の付帯工事のみを行う場合は補助対象になりません。

個人住宅耐震改修助成金 【住宅リフォーム補助金と併用可】

地震災害の被害軽減のため、個人住宅の耐震改修工事費の一部を助成します。

助成対象	・ 住宅の所有者または賃借人で、秩父別町に住民票があり現に居住している方
対象住宅	・ 事前に耐震診断を受けて倒壊の危険性があると判断された昭和56年5月31日以前に着工した木造専用住宅など ※共同住宅、寄宿舎等は対象外です。
助成額	・ 耐震改修工事費（消費税を除く）の5分の1（千円未満切り捨て上限額30万円）
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断は、国土交通大臣が定めた基準によるものとします。 ・ 空知総合振興局による耐震診断を無料で受けることができます。（ただし、要件あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修工事を実施しようとする方は、工事前に必ず役場建設課にご相談ください。 ・ 助成は、同一の住宅または同一の申請者に対して原則1回とします。 ・ 耐震改修工事完了届の提出期限は、平成29年12月29日です。

キッズスクエア

ちっくる



1万人目の来場者に記念品が贈られました

来場者数
1万人達成しました！

4月1日にオープンした「キッズスクエアちっくる」の来場者数が、4月25日（火）、1万人を達成しました。年間目標である3万人の3分の1を約1ヶ月で達成し、ゴールデンウィーク中も大勢の家族連れが来場しました。4月30日までの来場者数は、1万2246人で、最多が旭川市の2983人、次いで深川市の2194人、町内からの来場者は1388人でした。

4月30日現在来場者数

地域	人数	割合
町内	1,388人	11.3%
北空知3町	816人	6.7%
深川市	2,194人	17.9%
旭川市	2,983人	24.4%
留萌市	1,068人	8.7%
滝川市	1,336人	10.9%
札幌市	657人	5.4%
その他道内	1,738人	14.2%
道外	66人	0.5%
合計	12,246人	

まちづくり協働隊からベンチを寄贈いただきました

4月4日（火）、まちづくり協働隊から「キッズスクエアちっくる」で使ったほしいとベンチ2台を寄贈いただきました。流木をあしらった木製の手づくりベンチで、来場者の記念撮影用として人気です。



お問い合わせ

キッズスクエア ちっくる 電話 34-6070
教育委員会教育グループ 電話 33-2555

マイナンバーカードを作riませんか

マイナンバーカード（個人番号カード）は、表面に氏名、住所、生年月日、性別、本人の写が表示され、裏面にマイナンバーが記載されたカードです。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、マイナンバーの提供を求められた際にも利用できます。

カードのICチップに搭載された電子証明書を用いてe-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請にも使用することができます。



※発行は無料です。

申請方法

通知カードとともに送付された「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記載し、顔写真を貼り付けて郵送で申請すると、マイナンバーカードの交付を受けることができます。このほかパソコン・スマホからも申請できます。

マイナンバーカードのセキュリティ

マイナンバーカードに内蔵されているICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報には記録されません。

また、ICチップの情報を確認するための暗証番号を一定回数間違えると使えなくなり、ICチップの情報を不正に読み出そうとすると壊れてしまうなどの安全対策が施されています。

お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線49）

ふるさと 納税

【町外の皆様へ】 秩父別町を応援していただきますようお願いします！

町外に在住しているご家族やご親戚の皆様へ、ご紹介をお願いします。

ふるさと 納税とは？

生まれ育った故郷、思い出のまち、大切な人が住んでいるまちなどに「寄付金」のかたちで応援すると、所得税・住民税が軽減される制度です。

(※年収などにより計算方法が変わりますので詳細はお問い合わせください。)

お礼の特産品

5,000円以上の寄付をいただいた方に「お礼の特産品」を贈呈いたします。

※寄付金額により選べるお礼品が異なりますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。



申込み方法

- ・寄付申込書を郵送、FAX、メール等により送付していただきます。
- ・寄付申込書の用紙は、電話で請求いただくほか、町ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・インターネット上のふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」から申込みすることもできます。(クレジット決済可)

◆秩父別町ホームページ

<http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp>

秩父別町

検索

◆ふるさと納税サイト【ふるさとチョイス】

<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/01434>

ふるさとチョイス 秩父別町

検索

平成28年度にいただいた寄付金

8,255件 1億4,738万2,512円

たくさんの応援をいただき、心から感謝申し上げます。

お問い合わせ 役場総務課総務グループ 電話 33-2111 (内線35)